

# 公益社団法人 日本ガスタービン学会

## 寄附金等取扱規程

管理番号：13R1-08 (Rev. 0)

制定：2015年12月16日

### 第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人 日本ガスタービン学会（以下「本学会」という）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定め、適正に事業を遂行することを目的とする。

### 第2章 定義

(定義等)

第2条 本学会が、受領する寄附金の種類は次のとおりとする。

(1) 一般寄附金 個人又は団体からの使途の特定がなされないで受領する寄附金

(2) 指定寄附金 個人又は団体から使途を特定されて受領する寄附金及び広く一般社会に本学会が使途を特定して募金活動を行うことにより受領する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

### 第3章 募集

(一般寄附金の募集等)

第3条 本学会は常時、一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を定款第4条に規定する本学会の事業（以下「公益目的事業」という。）に使用することとして募集しなければならない。

(指定寄附金の募集等)

第4条 本学会は、指定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金使途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募集要項」という。）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2 指定寄附金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金使途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は、募集総額の30%以下でなければならない。

(募集要項の交付等)

第5条 指定寄附金を募集するときは、募集要項を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、ホームページ上において募集要項を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

### 第4章 受領

(寄附金の受領)

- 第6条 本学会は、個人又は団体より一般寄附金又は指定寄付金を受領することができる。受領に際しては、寄附金申込書にて寄附者の資金使途等の意思を確認するものとする。
- 2 一般寄附金の申入れを受ける場合には、次の各号の区分により理事会の承認を受け、または理事会に報告しなければならない。
    - (1) 金額に換算して10万円以上の場合（同一の者から寄附の年度累計が金額に換算して10万円以上となる場合を含む。）は、理事会において受諾の可否を決定する。
    - (2) 前号以外の場合は、運営委員会において受諾の可否を決定し、事務局にて受領後、理事会に報告する。
  - 3 指定寄附金について寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。
  - 4 寄附金が下記各号に該当する場合もしくはその恐れがある場合には、当該寄附金の受領を辞退しなければならない。
    - (1) 国、地方公共団体、公益法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17項に規定するもの以外の個人または団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合
    - (2) 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
    - (3) 寄附金の受け入れに起因して、本学会に著しく資金負担が生ずる場合
    - (4) 前3号に掲げる場合のほか、本学会の業務遂行上支障があると認められるもの及び本学会が受け入れるには社会通念上不適当と認められる場合（反社会的勢力の申入れ等）

（受領書等の送付）

- 第7条 本学会は、一般寄附金または指定寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書および募集要項を寄附者に送付するものとする。
- 2 前項の寄附金の受領書には、寄附者の住所・氏名、本学会の公益目的事業に関する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

（募金に係る結果の報告）

- 第8条 本学会は、当該指定寄附金の募集期間終了後、速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。
- 2 本学会は、指定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

## 第5章 顕彰

（顕彰）

- 第9条 本学会は、本学会に対して寄附を行った者に対して、理事会が別に定めるところにより、顕彰することができる。

## 第6章 情報の公開および保護

(情報公開)

第10条 本学会が受領する寄附金については、「公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律施行規則」第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第11条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

## 第7章 改廃

(改廃) 第12条 本規程は、運営委員会が起案し、理事会の決議により改廃することができる。

附則 本規程は、2015年12月16日から施行する。